

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月3日

【事業年度】 第91期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社ダイフク

【英訳名】 DAIFUKU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 竹内 克己

【本店の所在の場所】 大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号

【電話番号】 大阪(06)6472-1261(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役本社部門長 猪原 幹夫

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝2丁目14番5号(芝千歳ビル)

【電話番号】 東京(03)3456-2231(代表)

【事務連絡者氏名】 CSR部長 田中 寧

【縦覧に供する場所】 株式会社ダイフク 東京本社
(東京都港区芝2丁目14番5号(芝千歳ビル))
株式会社ダイフク 名古屋支店
(愛知県小牧市小牧原新田1500)
株式会社ダイフク 関東支社
(神奈川県藤沢市菖蒲沢28)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第91期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正・追加すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ～ (4) <省 略>

(5) その他

当社は、剰余金の配当等を機動的に実施することができるように、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めが無い場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

(訂正後)

(1) ～ (4) <省 略>

(5) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等を機動的に実施することができるように、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めが無い場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

(6) 取締役の定数

当社の取締役は、25名以内とする旨定款に定めております。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。